

令和 7 年度 堺市障害者自立支援協議会

第 2 回 障害児の相談支援部会

開催日時：令和 7 年 10 月 7 日（火）10:00～12:00

場 所：堺市役所 本館地下 1 階 大会議室（東）

次 第

1 第 1 回の議論の振り返り 資料 1

2 本日の議論の方向性について 資料 2

3 意見交換

第 2 層のサービス未利用の対象児家族の横の連携の整理
～乳幼児期の課題について方向性の検討～

資料 1 第 1 回障害児の相談支援部会の議論の振り返り

資料 2 第 2 回障害児の相談支援部会の議論の方向性について

参考資料 1 障害児の相談支援についてのご意見・方向性のイメージ図

第 3 回障害児の相談支援部会開催日程 令和 年 月 日（ ） ： ～

第1回障害児の相談支援部会の 議論の振り返り

令和7年10月7日

令和7年度 第2回 障害児の相談支援部会

第1回障害児の相談支援部会の議論の振り返り ①

児童発達支援センターと障害者基幹相談支援センターの状況

	児童発達支援センター	障害者基幹相談支援センター
状況	・就学前のこどもが中心（早ければ1歳前後から） ・中学生以降の相談は少ない	・区役所内にある ・サービスの情報提供を目的とする相談が多い ・年齢の区切りなく相談できる ・手帳の有無に関わらず相談できる ・セルフプランやサービス利用がなくても相談できる
主な相談経路	・保健センター、医療機関、幼稚園・保育園、4・5歳児相談、さかいっこひろば	・保健センター、子育て支援課
強み	・親子通園により、保護者の障害理解や保護者同士のつながりができる ・こどもの見立てができる様々な専門職がいる	・相談に来やすい立地 ・区役所の関係者との連携がしやすい ・家族や複合課題などを幅広く捉えた支援 ・こどもの時の情報をライフステージ通じて活かせる
課題	・市内2箇所しかないため、遠方で通いにくい、来所が煩わしいと感じる保護者もいると思われる ・専門性を地域にどう広げるか ・現状の事業を担いながらの外部への発信	・こどもの見立てる場や、心理士等の専門職がない ・こどもの十分なアセスメント情報がないまま、サービスの情報提供が求められている ・虐待など支援が難しい家庭の対応が多く、こどもにあった支援より、世帯支援として環境調整を優先せざるを得ない状況がある

第1回障害児の相談支援部会の議論の振り返り ②

障害児相談支援事業所、障害児等療育支援事業、インフォーマルなコミュニティの状況について
(令和7年度第1回障害児の相談支援部会のご意見より)

	ご意見
障害児相談支援	【状況】 ・保健師からの直接相談が減り、地域の知人や口コミから、相談につながることが多い ・様々なライフステージ、親や子の困りごと、医療的ケア児などの支援をするには負担も限界もあり、相談員の相談先やほかの視点を共有できる場所がほしい
障害児等療育支援事業 (あい・すてーしょん)	【状況】 ・18歳までの相談中心。こどもの年齢で区切ることなく、中学生の相談も受け入れている ・年齢によって相談内容は異なり、学校の困りごとなどを聞くこともある ・保護者の想いに寄り添える
インフォーマルなコミュニティ	【状況】 ・親の会では情報更新や保護者同士のつながりができる。 ・保護者間で解決が難しそうな困りごとについては、他につなぐようにしている ・支援学校の保護者は全員、堺市手をつなぐ育成会に入会していたが、近年は希望制 ・地域の支援学級は人数が増えコミュニティがなくなり、保護者に情報や理解が届いていない ・支援学校に入学することで、初めて制度や親の会を知る保護者も多い

第1回障害児の相談支援部会の議論の振り返り ③

令和7年度第1回障害児の相談支援部会のご意見より① ※【幼】…乳幼児期、【学】…学齢期、その他は共通のご意見

	ご意見
障害の理解	【現状】 ・初めは障害理解が追いつかないまま、保護者は制度選択を迫られる【幼】 ・療育の必要性や障害の理解がないまま、サービスの情報提供のみ求める相談が多い ・障害受容のタイミングは個人差があり、その人に応じた寄り添いが必要である ・障害理解を促す伝え方が難しい ・障害受容しないままサービス利用していると、将来のライフステージで支障が出るおそれ【学】
支援・連携	【現状】 ・医療的ケア児が増え、病院側も地域とのつながり方を模索している ・行政以外はグループチャットツールを活用し情報共有している 【望まれること】 ・こどもの見立ても背景のアセスメントも重要であり、うまく重なる支援が望ましい ・バトンでつなぐだけでなく伴走型の支援が望ましい ・専門的な意見を必要とするときは、専門的な助言がもらえる機関とつながりたい ・相談支援専門員が共有や相談できる場所が必要

第1回障害児の相談支援部会の議論の振り返り ④

令和7年度第1回障害児の相談支援部会のご意見より② ※【幼】…乳幼児期、【学】…学齢期、その他は共通のご意見

	ご意見
情報の発信・共有	【現状】 ・保護者同士で交換している情報が古い場合があり、情報のアップデートが不十分 ・地域の支援学級には、情報や理解が届いていないと思われる【学】 ・必要な時に必要な情報を渡すには支援者側の力量が求められるが、保護者側が受け入れるタイミングで情報を届けないと届かない難しさがある 【望まれること】 ・保護者も相談員も等しく今の情報を得られる仕組みがほしい ・発信だけではなく、保護者が必要とするタイミングで情報を受け取れること
気づき・発見の段階	【現状】 ・療育の必要性や障害の理解がないまま、保護者がサービス利用を希望する ・各機関が発見の目を持てるようになっている ・支援機関が増えたことによりつなぎ先の最適な判断が難しくなった 【望まれること】 ・つなぎだけではなく、支給申請やサービス利用の前にもう少し丁寧な関わりが必要 ・発見の先の力を育てることが求められる ・つなぎ先の判断について、大枠の道筋を整理できるとよい

第1回障害児の相談支援部会の議論の振り返り ⑤

令和7年度第1回障害児の相談支援部会のご意見より③ ※【幼】…乳幼児期、【学】…学齢期、その他は共通のご意見

	ご意見
既存事業・仕組みの課題	【現状】 ・あい・すてーしょんや堺市障害児支援等関係機関連絡会など仕組みを作ってきた ・通所が難しい（遠い）家庭がある ・放課後等デイサービス事業所が増加し、習い事感覚の方もいる【学】 ・保育所等訪問支援事業所が増加しているが支援力に差がある ・障害児サービス利用が増えた約10年前のこどもが卒業していく時期になっている【学】 ・障害者の計画相談支援に継続して就くことになれば、障害児相談支援の空きがでず、障害児相談支援の計画作成率が大きく減少する懸念 【望まれること】 ・既存の事業や連携の仕組みに再度手を入れる時期になっている ・あい・すてーしょんのアウトリーチにあたり、マンパワーが厳しい部分を埋める手立てが必要 ・相談したことのないままサービスを使い続けている方が、相談につながれること【学】 ・保育所等訪問支援事業の支援力の底上げ

第2回障害児の相談支援部会の 議論の方向性について

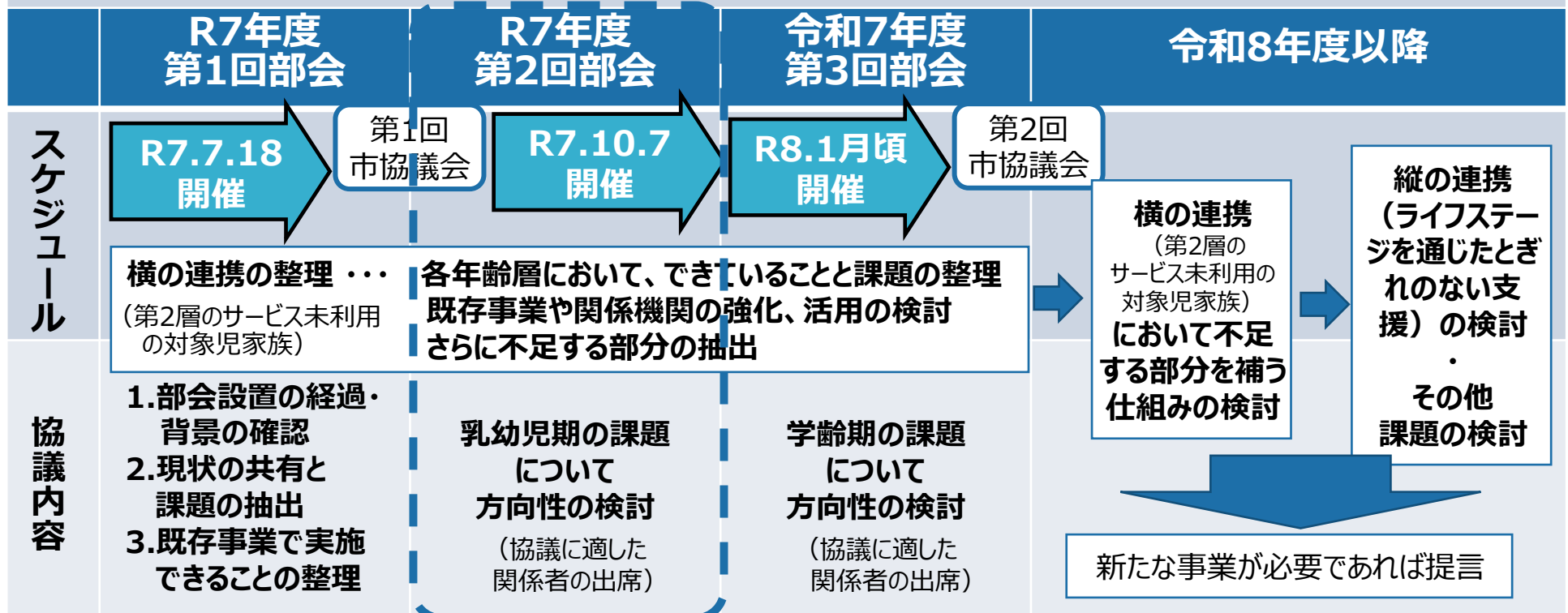
令和7年10月7日

令和7年度 第2回 障害児の相談支援部会

障害児の相談支援部会の方向性とスケジュール

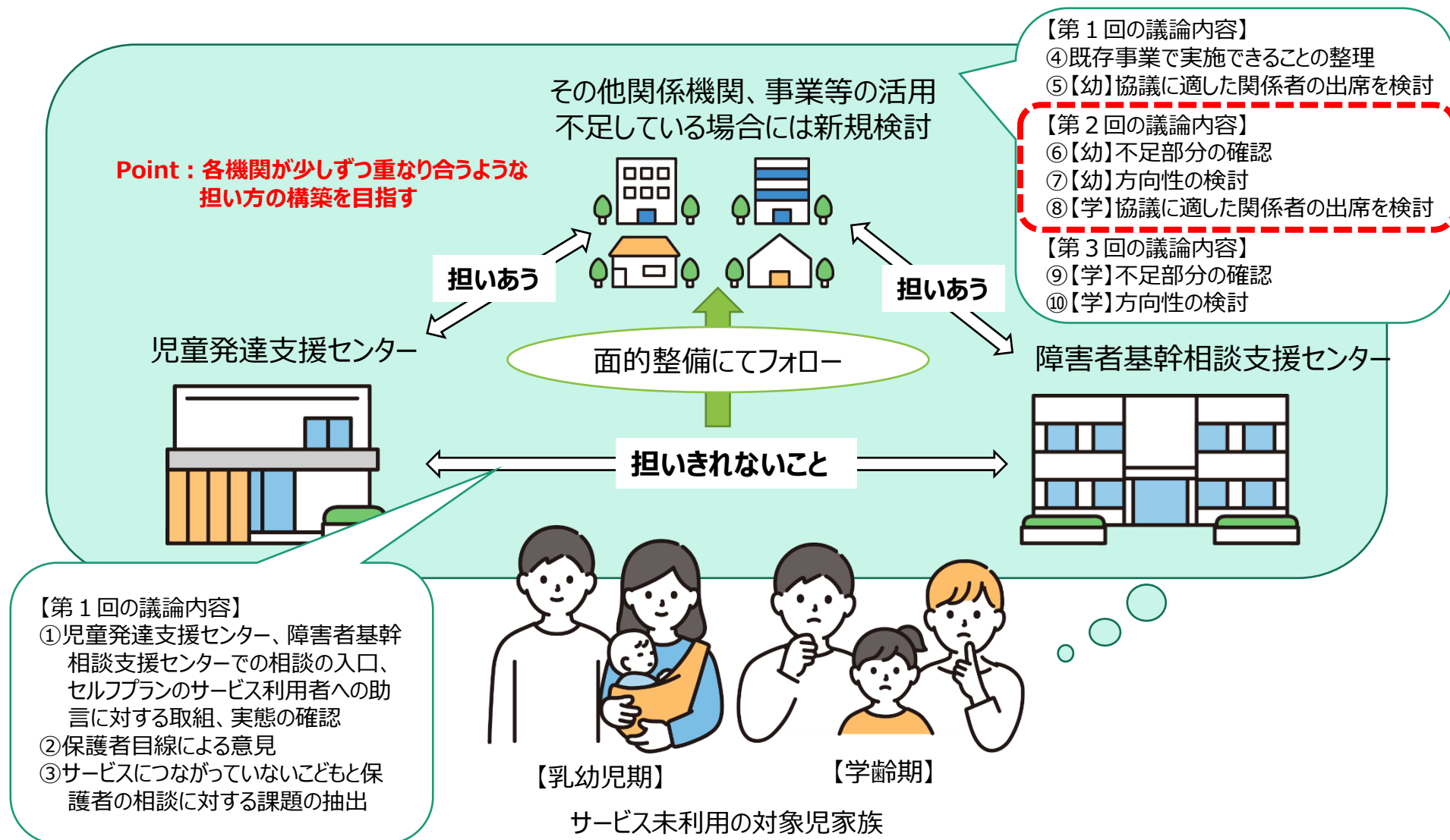
課題を踏まえた部会の方向性

- 障害児通所支援事業所と利用者の増加に伴い、相談支援の担い手の確保が追いつかず、障害児相談支援の利用率は減少傾向。サービスに繋がっていない子どもや保護者が相談できる機関、機能の活用・強化のほか、セルフプランのサービス利用者への助言や乳幼児期からの保護者支援の必要性が課題として挙げられた
- 挙げられた課題の中から、第2層として、児童発達支援センターの中核的役割と障害者基幹相談支援センターの機能を合わせた、各年齢層における現状の共有と課題整理
- 横の連携で不足する部分を補う仕組みや縦の連携について協議を進め、さらに障害児の相談支援の3層構造の強化に向けて検討する



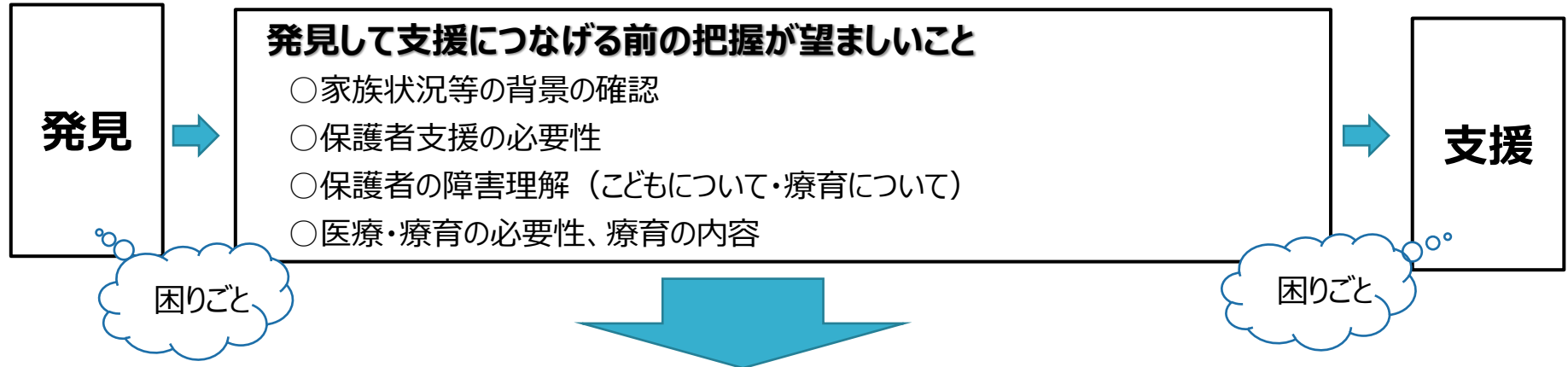
令和7年度 障害児の相談支援部会の協議内容

第2層の検討（乳幼児期・学齢期） 児童発達支援センターと障害者基幹相談支援センターの役割の整理



乳幼児期の不足部分（第1回ご意見より事務局案）

サービス利用が目標（ゴール）ではない



何ができるか

つないで終わりではなく、
重なり合う支援

相談できる場所が遠い人への支援
・アウトリーチ
・マンパワーを埋める手立て

相談支援専門員が
共有や相談できる場所

障害児通所支援
の支援力の底上げ

保護者がタイミングにあわせて
最新の情報を得られる仕組み

障害児の相談支援についてのご意見・方向性のイメージ図

参考資料1

※障害児相談支援ワーキング、障害児の相談支援部会準備会でのご意見・方向性のイメージ図をもとに事務局作成

「障害児相談支援」を含め、障害のあるこども（※）や発達に不安のあるこどもの相談支援の仕組みの検討

※ ここでの「障害のあるこども」とは、
障害者手帳の有無や
サービスの利用の有無を問わない

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の
整備や社会資源の開発など

総合相談情報センター
障害者基幹相談支援センター

情報が集まる
仕組み・
情報が発信さ
れる仕組み

障害児相談支援を担う
相談支援専門員を支える「仕組み」「ネットワーク」
* 報酬も含めたもの
* スーパーバイズを含む

<第2層> 面的整備

b. 一般的な相談支援

児童発達支援センター

法改正により、地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化



障害者基幹相談支援センター

区域にこだわらず、
障害児や家族を支える
「仕組み」「ネットワーク」
* 報酬も含めたもの

教育（学校）、
母子医療、保健、
就労支援等
障害児分野以外の
機関

事務の簡素化・事務負担軽減の課題
・支給決定の「カラ打ち」
・区窓口での対応の差 等

- 計画相談支援
- 障害児相談支援

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした
計画相談支援・障害児相談支援

指定特定相談支援事業所